

人材投資促進税制Q&A集

1. 教育訓練対象者の範囲

Q. 教育訓練の対象となる社員の範囲を教えてください。

A. 教育訓練の対象となるのは法人又は個人事業主(以下「法人等」といいます。)の「使用人」です。使用人であるかどうかは、対価を受け取ってその事業に使用されているか否かという実態をみて判断されます。つまり、正社員だけでなく、契約社員、パート・アルバイト等も対象となります。

ただし、以下の者は対象から除かれます。

- 1) 当該法人の役員又は個人事業主
- 2) 使用人兼務役員
- 3) 当該法人の役員又は個人事業主と特殊の関係にある者(①親族、②事実上婚姻関係と同様の事情にある者、③役員又は個人事業主から生計の支援を受けている者、④ ②又は③と生計を一にする親族)
- 4) 雇用関係のない者

例えば、業務に従事していない内定者に対する研修等の費用は教育訓練費には含まれません。

Q. 派遣会社から受け入れた派遣社員に研修を受けさせましたが、その費用は本制度の対象となりますか。

A. 派遣社員(派遣労働者)は、派遣先企業と直接雇用関係がないことから、本制度の対象となる使用人には原則として該当しません。しかし派遣社員は、派遣先企業から指揮命令や危険・健康障害防止措置等の適用を受けることから、その職務や教育訓練等の実態によっては、正社員等たる使用人と同等の立場にあるものとして取り扱うことができると考えられます。従って、次の①及び②の双方を満たす派遣社員に限り、当該派遣社員に係る教育訓練費の額は派遣先企業の教育訓練費の額に含まれるものと考えられます。

- ①派遣先企業に使用される正社員等と同一の職務に従事している
- ②当該同一の職務に係る一の教育訓練等(当該正社員等を主体としたものに限りま
す。)に参加している

Q. 請負社員に対する研修は本制度の対象となりますか。

- A. 自社の工場又は店舗等内で自社の事業に従事する専属下請先等の従業員（請負労働者）については、注文主との間に雇用関係がなく、また、上記派遣社員と異なり、指揮命令関係も無いことから、請負労働者に対して注文主が行った教育訓練等は、原則として本制度の対象とはなりません。ただし、注文主の使用人と請負労働者が一の教育訓練等に参加している場合、当該請負労働者が注文主の使用人と同等の事情にあるものであって、その数が極めて少数であるときは、当該請負労働者に係る教育訓練費を除外する必要はありません。

2. 教育訓練費の範囲

① 自社研修の費用

Q. 教育訓練中に従業員に支払った給与は教育訓練費に含まれますか。

- A. 法人等が従業員の教育訓練期間中に当該従業員に支払った給与等の人件費は、教育訓練費には含まれません。
なお、教育訓練担当部署（人事部、研修部等）に勤務する従業員に支払った給与等の人件費も、教育訓練費には含まれません。

Q. 教育訓練を受ける従業員に支給する交通費は、教育訓練費に含まれますか。

- A. 法人等が研修を受ける従業員に支給した交通費、旅費は、教育訓練費には含まれません。

Q. 自社の役員又は社員を講師として教育訓練を行った場合、講師に支払う人件費や講師料は教育訓練費に含まれますか。

- A. 講師に対する謝金等が教育訓練費となるのは、当該講師を外部から招聘した場合に限られます（子会社などのグループ企業から講師の派遣を受けた場合も対象となります）。
よって、法人等が自社の役員や社員を講師にした場合に支払った人件費や講師料は教育訓練費には含まれません。

Q. 自社所有の研修所を改修・修繕した場合、当該改修・修繕費は教育訓練費に含まれますか。

A. 法人等が取得し所有している研修施設を改修・修繕した場合の費用は、教育訓練費には含まれません。

Q. 会社が自社の研修施設を取得した場合、当該取得費用は教育訓練費に含まれますか。

A. 法人等が自らの研修施設を取得した場合、当該取得に要した費用(減価償却費等)は教育訓練費には含まれません。

Q. 会社の研修所や研修部門の光熱費や維持管理費は教育訓練費に含まれますか。

A. 法人等が所有する研修所や研修部門の光熱費や維持管理費は教育訓練費には含まれません。

1) 外部講師謝金等

Q. 外部の法人から講師の派遣を受け、その対価を法人に支払った場合、当該対価は教育訓練費に含まれますか。

A. 法人等が外部の法人に対して講師の派遣を依頼し、報酬等を直接講師に支払った場合に限らず、法人に対して支払った場合も、当該報酬等は教育訓練費に含まれます。

Q. 教育訓練等の研修プログラムの作成を外部に委託した場合の費用は、教育訓練費に含まれますか。

A. 自社で作成する場合に発生する費用は対象となりませんが、外部に作成を委託する場合の費用は教育訓練費に含まれます。なお、教育訓練等の実施を外部に委託する場合の費用は、研修委託費として教育訓練費に含まれます。

2) 外部施設等使用料

Q. 親会社の子会社の施設を賃借して研修を行った場合、その賃借料は親会社の教育訓練費に含まれますか。

A. 子会社(出資比率等は問いません。)を含め、外部の施設を賃借して研修を行った場合に支出した費用は教育訓練費に含まれます。一方、法人等が自ら所有する施設を使用して研修を行った場合に支出した当該施設に係る光熱費や維持管理費は、教育訓練費には含まれません。

Q. 教育訓練に使用する設備、器具・備品などをレンタル又はリースした場合の費用は教育訓練費に含まれますか。

A. 法人等が教育訓練に使用するために設備、器具・備品などを外部からレンタル・リースした場合の当該レンタル料・リース料は教育訓練費に含まれます。

② 研修委託費

Q. 出資比率100%の子会社に教育訓練を委託した場合の委託費は教育訓練費に含まれますか。

A. 法人等が研修を外部に委託した場合、委託先との資本関係の有無に拘わらず当該研修に係る委託費は教育訓練費に含まれます。したがって、100%子会社に委託した場合でも、その委託費は教育訓練費に含まれます。

Q. 民間教育会社や教育機関ではなく、一般の事業会社に教育訓練を委託した場合、当該委託費は教育訓練費に含まれますか。

A. 委託先が教育訓練を業としていない会社であっても、実態として教育訓練を行うのであれば、委託費は教育訓練費に含まれます。

③ 外部研修参加費

Q. 資格試験の写真代、免許証代、願書郵送料は本税制の対象になりますか。

- A. 教育訓練の一環として資格・検定試験が行われる場合の当該受験の対価として支払う費用は対象となりますが、写真代、免許証代、願書郵送料や、教育訓練の一環としてではなく、単に資格・検定試験を受ける場合の費用は対象外となります。

Q. 資格の更新料は本税制の対象になりますか。

- A. 更新の際に、職務に関する知識を高めるための講習等がある場合、当該講習等の対価として支払う費用は対象となりますが、免許証の交付手数料など、教育訓練等の対価ではない費用は対象外となります。

Q. 教育訓練費を支払う際の振込手数料は本税制の対象になりますか。

- A. 振込手数料は本税制の対象になりません。

Q. 社員を国内外の大学院やロースクールなどの各種専門学校に留学させる場合に支払う費用は教育訓練費に含まれますか。

- A. 法人等が使用人の職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるために大学院等に留学させる場合の授業料等聴講に要する費用や教科書等の教材費は教育訓練費に含まれます。
- ただし、留学期間中に支払う人件費や旅費、住居費、学資金等、聴講とは直接関係ない費用は教育訓練費には含まれません。
- また、単に学士を取得するためやキャリアアップのために国内外の4年生大学へ留学させる場合の費用(所得税法上給与に該当するもの)は、教育訓練費には含まれません。

Q. 従業員が資格・検定試験を受験する際に支払った受験料を法人等が負担した場合、当該負担金は教育訓練費に含まれますか。

A. 教育訓練の一環として、資格・検定試験が行われる場合の費用であれば教育訓練費に含まれます。

Q. 例えば、社員が資格を取得した場合に法人等が支払う報奨金は教育訓練費に含まれますか。

A. 報奨金等は、教育訓練費には含まれません。

Q. 組合が組合員の賦課金で教育訓練等を実施した場合の当該賦課金は教育訓練費に含まれますか。

A. 組合が組合員から徴収した賦課金で組合員の使用人に対して教育訓練を実施する場合、組合が当該賦課金から当該教育訓練費のために支出した費用は対象となりません。

なお、組合が主催する教育訓練に、組合員たる法人等がその対価を支払って自社の使用人を参加させる場合、その支払った費用は、組合員たる法人等の教育訓練費に含まれます。

④ 教科書その他教材費

Q. 会社が自ら教科書や教育訓練用コンテンツを製作した場合、その製作費は教育訓練費に含まれますか。

A. 法人が自ら教科書や教育訓練用コンテンツを作製する場合に支出した人件費、材料（備品・消耗品）購入費、複写・印刷費等の製作費は、教育訓練費には含まれません。

Q. eラーニングの購入・開発費用は対象となりますか。

A. 教育訓練用のコンテンツの使用料、資産計上されないコンテンツの購入費、製作委託費が教育訓練費の対象となります。一方、資産計上されるソフトウェアの購入費、開発委託費は、人材投資促進税制の対象になりません。

Q. 教育訓練等に用いられる教材であれば、教材費として教育訓練費の対象となりますか。

A. 教材が減価償却資産となる場合は、原則対象となりません。ただし、使用可能期間が1年未満の教材又は取得価額が10万円未満で適用年度に損金経理した教材は、教育訓練費に含まれます。なお、取得価額が20万円未満の減価償却資産の3年均等償却又は30万円未満の少額減価償却資産の即時償却を行った減価償却資産については、本制度の対象とはなりません。

Q. n年度に購入した教材をn+1年度に使用した場合、教育訓練費はどちらの年度に計上すべきでしょうか。

A. 税務上、損金の額に算入した事業年度の教育訓練費となります。

Q. 会社の教育訓練担当部署が、教育訓練プログラム等を作成するために内部検討資料として書籍を購入した場合、当該購入費は教育訓練費に含まれますか。

A. 教育訓練のために使用人が直接使用する教科書その他の教材が対象となりますので、設問のように直接使用しない内部検討のための書籍等の購入費は教育訓練費には含まれません。

3. 労務費の範囲

①給与等の範囲

Q. 労務費に含まれる給与等に該当するのはどのような費用でしょうか。

A. 法人等が使用人に支払う俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与として、使用人の所得税の対象となるものをいいます。

②法定福利費の範囲

Q. 労務費に含まれる法定福利費に該当するのはどのような費用でしょうか。

A. 労務費に含める法定福利費とは、次に掲げる費用で、法人等が事業主として使用人のために支払うものをいいます。なお、法人等と使用人双方が負担する費用については、法人等の負担分のみを対象とします。

- (1)健康保険の保険料(介護保険の保険料を含みます。)
- (2)労働基準法の規定による休業補償
- (3)厚生年金保険の保険料(厚生年金基金の掛金は含みません。)
- (4)労働保険(雇用保険及び労災保険)の保険料
- (5)児童手当拠出金
- (6)船員保険の保険料
- (7)石炭鉱業年金基金の掛金
- (8)石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金

③その他

Q. 労務費に含めるのは、教育訓練等に参加した者に係る費用のみでしょうか。

A. 労務費については、教育訓練等を受講しない者も含めてすべての使用人のために支払う費用が該当します。ただし、役員等、使用人に該当しない者に係る費用は労務費には含まれません。

4. その他の留意点

Q. 教育訓練費の対象となる費用の中に、助成金の給付を受けた費用がある場合、教育訓練費をどのように計算すればいいでしょうか。

A. 例えば厚生労働省の「キャリア形成助成金」の給付対象となる経費の大部分は人件費ですが、人件費は人材投資促進税制の対象費用ではありませんので、当該制度の教育訓練費に影響ないものと思われます。ただし、助成金の給付対象となる経費と、人材投資促進税制の対象となる教育訓練費が重複する場合は、重複した費用に係る給付金額を人材投資促進税制の教育訓練費から控除することになります。

Q. 助成金の給付を受けた経費の発生事業年度と助成金の給付事業年度が異なる場合は、どの時点で教育訓練費から控除したらいいでしょうか。

A. 給付金額を控除するのは経費が発生した事業年度ではなく、当該経費に該当する助成金額の給付を受けることが具体的に確定した事業年度に行います。

Q. 税込経理を選択している場合、教育訓練費の額は消費税を含んだまま計算してもいいでしょうか。

A. 通常の会計処理において税込方式に拠っている場合、教育訓練費の額は、消費税額込みの額で計算することになります。

Q. 確定申告の期限後に税額控除を受けることはできますか。

A. 本制度の適用を受けるためには、確定申告時に税額控除の手続きを行う必要があります。したがって、申告期限後に新たに本制度による税額控除を受けることとして更正の請求を行うことはできません。

Q. 法人税額がゼロの場合、本制度を適用することはできますか。

A. 法人税額がゼロの場合は、本制度の適用を受けることはできません。また、人材投資促進税制における税額控除額を翌期に繰り越すことはできません。

Q. 人材投資促進税制の適用を受けた場合、法人住民税の計算はどのようにすべきでしょうか。

A. 法人住民税法人税割の計算にあたっては、税額控除後の法人税額を課税標準とします。したがって、 $(\text{税額控除額} \times \text{法人住民税法人税割の税率})$ に相当する金額を法人税割として納めなくてよいこととなります。

Q. 本制度を利用するための手続きはどのようにすればいいでしょうか。

A. 本制度の税額控除を受けようとする場合は、確定申告等において、申告書に税額控除額を記入し、当該金額の計算を行うための申告書別表を添付して下さい。さらに、様式は自由ですが、「教育訓練等を行った年月日、教育訓練等の内容や参加した使用人の

氏名、教育訓練費の額・内容、支出日、支出先の名称、所在地等の必要事項を記載した書類」を添付する必要があります。なお、経済産業省に対して手続きの必要はありません。

Q. 提出書類に教育訓練費の領収書を添付する必要がありますか。

A. 確定申告等の際に教育訓練費の領収書等を添付する必要はありません。しかし、教育訓練費に関する帳簿書類は、法人等において保存する義務があります。

Q. 添付書類に記載すべき受講者が多数にのぼる場合はどのようにすればいいでしょうか。

A. 添付書類に記載すべき受講者の氏名については、受講者の名簿の写しで代えることができます。また、受講者が極めて多数にのぼる場合は、「経産太郎 ほか ○○部門の職員△△名」という形で、部署名を明記した上で省略することも可能です。

このQ&A集に関するお問い合わせは下記の連絡先にお願いします。

経済産業省 中小企業庁 経営支援課

Tel 03-3501-1763(直通)